

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年7月21日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「・株式会社〇〇〇〇から提出された、平成29年3月21日付け「平成28年度特例子会社設立・運営支援事業委託の実績報告について」に記載されている「特例子会社設立・運営セミナー」に参加した、9月14日 4名、9月23日 3名及び見学会9月27日 3名の所属企業名 特例子会社見学会に予算計上された、バス代10万円の実際金額と精算処理についての書類。本当に3名でバス1台チャーターしたのか。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年8月6日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

平成28年度 特例子会社設立セミナー（第1回から第3回まで）の参加者名簿

（2）開示しない部分

ア 個人の役職及び氏名

イ 特例子会社見学会に予算計上されたバス代、10万円の実際金額と精算処理についての書類。本当に3名でバス1台チャーターしたのか。

（3）開示しない理由

ア 条例第7条第2号に該当

（理由）個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

イ（理由）当該文書を作成又は取得していないため

3 審査請求

審査請求人は、平成30年9月3日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消し

を求める旨の審査請求を行った。

平成30年9月7日、実施機関は、審査請求書のうち、「審査請求の趣旨」の記載に不備があるとして、審査請求人に対し補正を求める通知を行った。

平成30年9月10日、審査請求人は、「審査請求の趣旨」中、「全部開示」を「全部開示（個人の役職及び氏名を除く。）」と改める補正を行った。

4 諮 問

平成30年10月2日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「平成30年8月6日付け障福第243号による行政文書不開示決定通知書による一部開示決定処分を取り消し、全部開示（個人の役職及び氏名を除く。）」との裁決を求めます。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

株式会社〇〇〇〇との業務委託契約書の第4条第2項に「その用途を明らかにした帳簿及び書類を備え、これを委託業務完了後5年間保管しておかなければならないと明記されています。従い「当該文書を作成または取得してない」との不開示理由は虚偽と判断されます。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求の趣旨について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条には、事業主は、常時雇用する障害者の数が、当該事業主の常時雇用する労働者の数に障害者雇用率（政令で定める率。民間事業主については、2.2%）を乗じて得た数以上（その数に一人未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）であるようにしなければならない旨定められている。

そして、特例子会社は、障害者の雇用に特別の配慮をし、かつ厚生労働大臣の認定を受けた子会社であり、特例子会社に雇用されている労働者については、親会社に雇用されている者とみなすことができるとされている。

平成28年度特例子会社設立・運営支援事業（以下「本件事業」という。）は、特例子会社設立支援セミナーの開催や、特例子会社を設立するために取組や調査を

行っている法人事業者へのアドバイザーの派遣を行うことにより、特例子会社の設立を支援し、障害者の雇用機会の拡大を図る事業である。本件事業の実施に当たっては、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、株式会社〇〇〇〇（以下「本件受託事業者」という。）に委託して行うこととした。

本件開示請求の趣旨について審査請求人に確認したところ、平成28年度特例子会社設立・運営支援事業委託における「特例子会社見学会」でのバス代10万円の実際金額と精算処理についての書類として、バス代の領収書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めるとのことであった。

2 行政文書の不存在について

行政文書開示請求ができる行政文書については、条例第5条において、実施機関が保有する行政文書である旨規定されている。

そして、「行政文書」については、条例第2条第2項において、「この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

同項の「保有」とは、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることであると解される。

そこで、本件開示請求に対応する当該権限について検討する。

平成28年7月7日付けで実施機関が本件受託事業者と締結した特例子会社設立・運営支援事業委託契約書（以下「委託契約書」という。）第4条において、本件受託事業者は、本件事業に係る経費について、本件受託事業者が管理する他の経費と区分して経理し、その用途を明らかにした帳簿及び書類を備え、これを本件事業完了後5年間保管しておかなければならない旨が規定されている。審査請求人が開示を求める本件対象文書は、委託契約書第4条の「帳簿及び書類」に該当する。

そして、委託契約書第9条において、実施機関が本件受託事業者に対して、本件事業の履行状況等の報告を求め、又は実地に調査するほか、必要な指示を行うことができる旨規定されているが、同条の規定は、委託契約書第4条の帳簿及び書類を本件受託事業者が保有していることを前提として、委託料の調査等に対応する際に実施機関が証拠書類等の提出を求めた際にこれに応じることができるよう、その取扱いについて一定の制限を設けたものであるが、実施機関は本件受託事業者に本件対象文書の提出を求めたことはなく、また本件受託事業者が自発的に提出した事実はない。

以上のことから、本件対象文書は、実施機関は受託事業者から取得しておらず、当該文書を保有していないことから、本件対象文書の不存在を理由に本件決定を行ったものである。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「平成28年度特例子会社設立・運営支援事業委託における「特例子会社見学会」でのバス代10万円の実際金額と精算処理についての書類として、バス代の領収書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、開示請求時点において、当該文書を作成又は取得していないため不存在である旨主張しているため、以下検討する。

本件開示請求に係る文書は、平成28年度特例子会社設立・運営支援事業委託（以下「本件委託業務」という。）における「特例子会社見学会」でのバス代10万円の実際金額と精算処理についての書類としてのバス代の領収書である。

本件委託業務は実施機関と本件受託事業者とが締結した平成28年度特例子会社設立・運営支援事業委託契約（以下「本件契約」という。）に基づき実施されている。

そこで、当審査会が本件契約を見分したところ、第4条において、本件委託業務に係る経費については、本件受託事業者が実施している他の業務と区分して経理し、その用途を明らかにした帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）を本件委託業務終了後5年間保管しなければならない旨規定されていた。その上で、委託契約書第9条においては、実施機関が本件受託事業者に対して本件委託業務の履行状況等の報告を求め、又は実地に調査するほか、必要な指示を行うことができる旨が規定されていた。

この点、事務局を通じて実施機関に確認したところ、実施機関は、委託料の支払に当たっては、本件契約によって提出が義務付けられている実績報告書の内容を確認しており、本件開示請求時点までの間において、委託契約書第9条に基づく委託業務の調査等を行う必要があると判断すべき特段の事情は生じておらず、したがって本件事業の履行状況等の報告を求め、又は実地に調査したこともないことから、本件受託事業者から本件対象文書を取得していないと説明している。

そして、実施機関においては、委託事業の事業実績を確認する際に、詳細な根拠資料を徴求するか否かは個別の事業毎に判断していることを考慮すると、開示請求時点

において、本件対象文書を取得していないとする実施機関の説明について、特段不自然、不合理な点はない。

そうすると、本件受託事業者が保管している本件対象文書が、条例に基づく開示請求の対象となる「行政文書」に当たるか否かが問題となる。

開示請求の対象となる「行政文書」については、条例第2条第2項本文において、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定されている。

同項の「保有」とは、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることであると解される。

そこで、本件対象文書の当該権限について検討する。

まず、作成及び取得の状況については、本件対象文書は、本件受託事業者が本件委託業務を実施するために借り上げたバスの運営事業者が作成し、本件受託事業者が当該運営事業者から提出を受けたものであって、本件帳簿等に当たるものである。

次に、保存の状況については、本件帳簿等は、委託契約書第9条に基づく委託業務の調査等により実施機関に提出されることがあり得るものの、その規定に関わらず、本件受託事業者における勤務管理や経理事務に必要な書類として、本件受託事業者において一定期間保管されるものと考えるのが相当である。

そうすると、本件契約第9条の規定は、これらの書類を本件受託事業者が保有していることを前提としているものであると認められることから、委託契約書第4条において、本件帳簿等を、本件受託事業者が5年間保管しなければならない旨規定されているのは、本件受託事業者が実施機関からこれらの書類の提出を求められた際にこれに応じることができるよう、その取扱いについて一定の制限を設けたものであると解され、このことをもって、直ちに本件帳簿等の保存又は廃棄について判断する権限を実施機関が保有しているものとは認められない。

したがって、本件帳簿等の作成、保存、閲覧・提供及び廃棄等の取扱いを判断する権限は、本件受託事業者が有しているものと解するのが相当であり、これらの書類は本件受託事業者が保有しているものであると認められる。

これらのことから、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず不存在であるとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成30年10月 2日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 元年 6月26日 (第231回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 元年 7月29日 (第232回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 元年 8月27日 (第233回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 元年 9月19日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い ろ め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	